

# 記載例

農地法第6条第1項により、毎年報告をお願いします。  
(この報告書により、農地所有適格法人の4要件を満たしているかを確認します。)  
※事業年度終了後3ヶ月以内にご提出ください。

## 農地所有適格法人報告書

事業年度【自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業年度の期間をご記載ください。

電話番号を忘れずにご記載ください。  
また、報告書について記載漏れ等あった場合担当者にご連絡することがありますので、担当者連絡先は日中連絡がつく電話番号をご記載ください。

主たる事務所の所在地 株式会社あげおファーム  
名称及び代表者氏名 代表取締役 上尾太郎  
電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇  
担当者 上尾 次郎  
担当者連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

規定に基づき報告します。

### 記

#### 1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社 あげおファーム 代表取締役 上尾 太郎	
経営面積 (ha)	上尾市内の面積を記載してください。市外にも農地がある場合には ( ) でご記載ください。	上尾市本町三丁目1番1号
	所有農地の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
	田	25.0 (5.0)
	畑	0.5 (10.0)
採草放牧地	0	
	法人形態	株式会社

#### 【要件①】法人形態

株式会社（公開会社でないもの）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人（2号法人）のいずれかである必要があります。

2 農地法第2条第3項第

(1) 事業の種類

農業以外もすべてご記載ください。

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内	
実績	米、大豆、野菜、花木	農作業受託・加工販売	造園
翌事業年度の計画	米、大豆、野菜、花木	農作業受託・加工販売	造園

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前（実績）	30,000,000	1,000,000
報告対象年度の1年前（実績）	29,000,000	2,000,000
報告対象年度（実績）	32,000,000	1,500,000
翌事業年度の計画	34,000,000	1,600,000

昨年の報告書の額と一致

昨年の報告書の額と一致

今回の決算額

次の一年間の見込み額

農業以外の収入をすべてご記載ください。

**【要件②】事業要件**

主たる事業が農業である必要があります（直近3カ年の農業の売上高が全事業売上高の過半を占めている。）（「過半」のため、1/2を「超える」必要があります。）。なお、農業には関連事業が含まれます。

（関連事業の例：農産物の製造・加工等、貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、林業 等）

3 農地法第2条第3項第2号関係  
構成員全ての状況

(1) 農業関係者、権利提供者、常時従事者、農業協同組合、農地バンク、農地バンク法に基づく承認者

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）をご記載ください。

「構成員」とは、株式会社（特例有限会社を含む）にあつては株主。  
合名・合資・合同会社にあつては、社員。  
農事組合法人にあつては、組合員。

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
						権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
上尾 次郎	上尾市本町三丁目1番1号	日本		80		賃借権	20,000	255日	270日	
農業 次郎	上尾市二ツ宮750番地	米国	日本人の配偶者	5				232日	250日	
								50日	70日	

「種類株主総会」欄には、会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式（拒否権付種類株式）を発行している法人のみご記載ください。

法人としての農作業・企画管理等や、農業関連事業の日数をご記載ください。

その法人の行う主要な年間総労働日数： 537日

株式会社は株数、農事組合法人および合名・合資・合同会社は1議決権/人（ただし、定款に定めがある場合は除く）。  
株式会社以外の法人は、議決権について「株主総会」欄にご記載ください。

上表の農業への年間従事日数（直近実績）の合計

名称	所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	
				株主総会	種類株主総会
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 △△△△	上尾市□□□□	日本		5	

**【要件③】議決権要件**

農業関係者が総議決権の過半を占める必要があります。  
→株式会社、合名・合資・合同会社においては、総議決権または総社員の過半は、（1）農地の権利提供者、（2）常時従事者（原則として年間150日以上従事）、（3）基幹的な農作業を委託した個人、（4）農地バンク・地方公共団体・農協等が占める必要があります。

「種類株主総会」欄には、会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式（拒否権付種類株式）を発行している法人のみご記載ください。

	株主の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	95		95%	
(2) 農業関係者以外の者	5		5%	
計	100		100%	

株式会社以外の法人につきましては、議決権について「株主総会」欄にご記載ください。

書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。  
 する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付して

定款および法人登記簿を参考の上、ご記載ください。

#### 4 農地法第 2 条第 3 項第 3 号及び第 4 号関係

##### (1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
					上尾 太郎	上尾市本町三丁目 1 番 1 号	日本	
上尾 次郎	上尾市本町三丁目 1 番 1 号	日本		取締役	232	250	143	170

#### 【要件④】役員（経営責任者）要件

法人の常時従事者（原則年間 150 日以上従事）たる構成員（※1）が理事等（※2）の数の過半を占めていること。  
 かつ、理事等または重要な使用人の 1 人以上が農業に常時従事かつ法人の行う農業に必要な農作業に従事（原則年間 60 日以上）すること。

（※1）構成員…農事組合法人は組合員、株式会社は株主、合名・合資・合同会社は社員。

（※2）理事等…農事組合法人は理事、株式会社は取締役、合名・合資・合同会社は業務を執行する社員。

「農業」とは、農作業・企画管理等や農業関連事業も含んだものになります。  
 「農作業」とは、耕作や養畜などに直接必要な作業のことです。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	農業への年間従	必要な農作業への年間従事日数	
		直近実績	翌事業年度の計画
<p>※農業に常時従事している理事等のうち、年間60日以上「農作業」に従事している理事等がない場合のみご記載ください。</p> <p>「重要な使用人」とは、法人の行う農業（関連事業を含む）に関する権限および責任を有する者をいいます（例えば、農場長、農業部門の部長）。 農業の常時従事者かつ年間60日以上農作業に従事する重要な使用人をご記載ください。</p>			

【添付書類について】

必ず添付

- ①農事組合法人又は株式会社にあつてはその組合員名簿又は株主名簿の写し
- ②承認会社が構成員となつている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
- ③損益計算書、決算書の写し

該当があれば添付

- ④定款の写し  
(初めて報告書を提出する場合、当初提出しているものに変更が生じた場合)
- ⑤法人登記簿謄本  
(初めて報告書を提出する場合、当初提出しているものに変更が生じた場合)
- ⑥国籍がわかる書類（住民票（国籍及び在留資格若しくは特別永住者の記載があるもの）、在留カードの写しまたは在留資格認定証明書の写しなど）  
(外国籍の者を報告書に記載する場合、当初提出しているものに変更が生じた場合)

提出を求めます  
場合があります

- ⑦その他参考となるべき書類（出勤記録簿の写し、総会資料、総会議事録の写し等）

※「承認会社」とは、農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする株式会社、農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合で、農林水産大臣の承認を受けた者です。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農業生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。
- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 8 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の（2）については、4の（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。